

## 九州大学総合研究博物館協力研究員の受入に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、九州大学総合研究博物館（以下「博物館」という。）の業務に協力する協力研究員の受入れに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この内規において「協力研究員」とは、博物館の業務支援のため協力を申し出た学外者をいう。

(申請資格)

第3条 この内規において「学外者」とは、原則として次の者をいう。

- 1 国立、公立及び私立の教育研究機関に所属する、又は所属した教育職員及び研究者。
- 2 学術標本の調査、収集、整理、保存、公開展示等について専門知識を有する者。

(期間)

第4条 協力研究員の受入期間は1年以内とし、受入期間は再手続によって延長できるものとする。ただし、協力研究員を受け入れる年齢の上限は75歳とする。

(手続き)

第5条 受入れを希望する学外者は、博物館の専任教員を通じ、以下の書類を付して博物館長に申請する。研究期間の延長を申し出る者は、改めて以下の書類を博物館長に提出するものとする。

- 1.履歴書
- 2.研究業績
- 3.今後の博物館への貢献内容
- 4.受入教員の推薦書

(許可)

第6条 博物館長は前項の申請を受け入れた場合、運営委員会に報告するものとする。

(許可の取り消し)

第7条 博物館長は、協力研究員が博物館における業務を継続することが不相当と認めるときは、その職務を解くことができる。また、協力研究員が75歳に達した年度末をもって自動的にその職務が解かれることとする。

(その他)

第8条 協力研究員は、博物館の諸規定に従い、博物館を利用するものとする。

第9条 協力研究員の受入れは、随時、これを行うことができる。

第10条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会で決定する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。